

滝沢市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）において、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正が行われたことに伴い、関係する条文の修正、字句の整理を行ったもの。

2 主な改正の内容

- (1) 地域包括支援センター職員の員数について、常勤換算法によることを可能とすること
- (2) 地域包括支援センターの職員配置について、複数のセンターの区域内の第一号被保険者数に対応する職員を合算して配置することを可能とすること

3 当該条例の改正期日

令和6年12月13日改正

4 当該条例と高齢者保健福祉協議会との関係について

市内の地域包括支援センターの職員配置が、上記の(1)、(2)の条件でのみ基準を満たす状況となる場合、高齢者保健福祉協議会に諮問し、了承を得ることとなる。

現 行		改 正 後	
<p>00人未満の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合</p> <p>(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると滝沢市高齢者保健福祉協議会（滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例（平成17年滝沢村条例第12号）第1条の滝沢市高齢者保健福祉協議会をいう。次条において同じ。）において認められた場合</p>		<p>00人未満の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合</p> <p>(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると滝沢市高齢者保健福祉協議会において認められた場合</p>	
<p>2 前項の場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>		<p>2 前項の場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
<p>(運営基準)</p> <p>第4条 地域包括支援センターは、第2条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p>		<p>(運営基準)</p> <p>第4条 地域包括支援センターは、第2条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p>	
2 略		2 略	

○滝沢市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例

平成26年3月24日条例第4号

改正

平成29年9月28日条例第21号

令和6年12月13日条例第36号

滝沢市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び員数)

第2条 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（滝沢市高齢者保健福祉協議会（滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例（平成17年滝沢村条例第12号）第1条に規定する滝沢市高齢者保健福祉協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、滝沢市高齢者保健福祉協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号か

ら第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかの場合は、地域包括支援センターの職員の員数を変更することができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると滝沢市高齢者保健福祉協議会において認められた場合

2 前項の場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(運営基準)

第4条 地域包括支援センターは、第2条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

- 2 地域包括支援センターは、滝沢市高齢者保健福祉協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）

附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

附 則（令和6年12月13日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

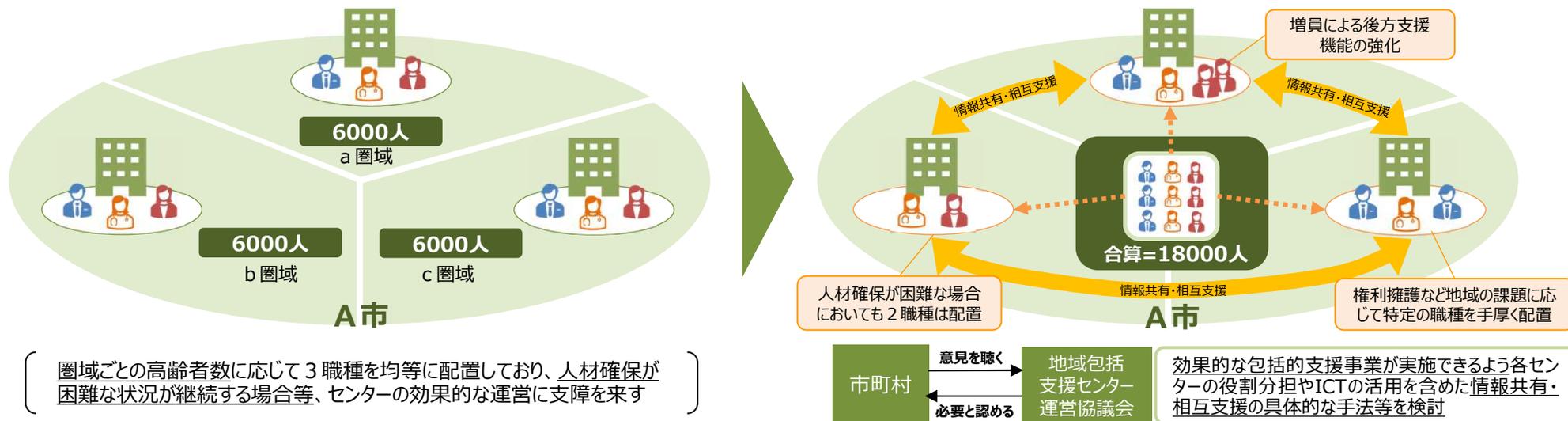
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）